

留学オンラインコース申込規約

A R C東京日本語学校（以下「本校」といいます。）は、留学オンラインコース（以下「本コース」といいます。）の授業を提供するにあたり、以下の通り申込規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第1条（目的）

本規約は、本校が提供する本コースの申込みと受講条件について定めるものです。お申込の際は、内容をよくお読みになり、十分にご理解いただいた上でお申込ください。

第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（1）留学オンラインコース

本校の一般留学コースの在留資格認定証明書が交付され授業料をお支払いいただき、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る日本国政府の入国制限措置により日本に入国できない方を対象に、入国制限措置が解除され日本に入国できるまでの間、一般留学コースの授業を教育課程の一部としてオンラインにより提供するコース。

（2）受講生

本コースにお申込いただき、本コースの授業を日本国外で受講する方。

（3）学籍番号

本校が本コースの受講生に対して発行する個人の在籍管理番号。本コースでは一般留学コースとは別の学籍番号が発行されます。

（4）プレースメントテスト

日本語能力のレベル分けテスト。クラス編成の参考にします。

（5）日本語教育機関の告示基準

法務大臣が日本語教育機関を告示する際に用いる基準。日本語教育機関のさまざまな規則や義務が定められています。

第3条（規約の適用）

本規約は、本コースの全部または一部を、受講生が受講する場合に適用するものとし、本コースに申込みをする場合、受講生は本規約に同意したものとみなします。

第4条（規約の変更）

本校は受講生の承諾なく本規約の一部を変更することができるものとし、その場合は、本校が適切と判断する方法により、受講生に通知します。

第5条（申込条件）

本コースの申込条件は、次の各号のいずれにも該当する方とします。

（1）留学の在留資格認定証明書が交付され、所定の授業料をお支払いいただいた方

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る日本国政府の入国制限措置により日本に入国できない方
- (3) 本規約を承諾された方
- (4) 第11条第3項に定める授業時間に授業参加ができる方
- (5) 第6条の利用環境を自己の責任において準備できる方
- (6) 開講前に所定の教材を自費で購入できる方
- (7) 入国制限措置解除後は、速やかに入国し、一般留学コースへの授業参加ができる方

第6条（利用環境）

本コースは Zoom ミーティングサービスを用いて授業を提供します。Zoom の利用に際しては、Zoom サービス規約に従うものとします。

2 Zoom の利用に際しては、次のシステムが必要となります。予め受講生の責任と費用負担でご準備ください。

- (1) Zoom が動作する端末と OS
- (2) インターネット接続（別途通信費がかかる場合があります。）
- (3) スピーカーとマイク（授業を行う上で必ずご用意ください。）
- (4) web カメラ

3 本コースを受講中は、Zoom の画面上に受講生の画像及び氏名が表示されるように努めてください。

第7条（入学金・授業料）

一般留学コースの入学金をお支払いいただいた方は、本コースの入学金を免除します。

2 本コースの授業料は一般留学コースと同じです。

1 学期（6 か月）360,000 円（非課税）

3 本コースの授業料の支払いについては、本コースを一般留学コースの教育課程の一部とみなし、すでにお支払いいただいた一般留学コースの授業料のなかから、学期（6 か月）ごとに本コースの授業料に振り替えます。

4 本コースを受講中に入国制限措置が解除され、入国が可能となった場合は、受講中の学期の未受講分の授業料をそのまま一般留学コースの当該学期の授業料として振り替えます。

第8条（受講契約の成立）

本コースの受講を希望される方は、所定の申込書に必要事項を記入し、メールにて本校が指定するアドレスに送信することをもって申込みをするものとし、本校がこれを承諾することにより受講契約が成立するものとします。

第9条（プレースメントテスト）

前条の受講契約が成立した受講生に対し、プレースメントテストの日時を通知します。プレースメントテストも、Zoomを用いて行います。

第10条（教材）

前条のプレースメントテストの結果と使用教材を個別に受講生に通知します。なお、使用教材はクラスにより異なります。

2 教材は開講前に別途自費でご購入いただきます。現地で購入ができない教材については、本校にご注文いただき、本校が代わりに購入して受講生に郵送します。

3 前項後段に基づき、本校が教材を購入した場合は、日本に入国した後、登校日に実費を請求いたします。なお、送料は本校の負担とします。

第11条（教育課程等）

本コースの教育課程及び授業日程は、一般留学コースに準じます。

2 本コースの授業は日本語のレベル別のクラスを編成し、すべて日本語を用いて行います。また、一般留学コースに準じ、授業のほか課題やテストを課すことがあります。

3 授業時間は日本時間の10:00から13:15までとします。日本との時差にご注意ください。なお、授業時間を変更する場合は、事前に通知します。

4 本コースはクラス編成上、本校のグループ校（アークアカデミー新宿校、ARC京都日本語学校）の教師が授業を担当する場合があります。グループ校はいずれも法務大臣が告示をもって定めた日本語教育機関です。

5 本コースを受講された方には、希望により学習時間証明書及び出席・成績証明書を一般留学コースとは別に発行します。なお、証明書の発行手数料は1通500円とします。

6 本コースの受講生は、未だ留学の在留資格を有していないため、受講生の出席率等に関しては、出入国管理及び難民認定法並びに日本語教育機関の告示基準に係る届出または報告の対象外とします。

第12条（授業の録音・録画）

授業の録音・録画は受講生本人の学習用途のみに限定し、他者への譲渡、売買及びインターネット上への掲載等、本校の知的財産権及び他の受講生のプライバシー、肖像権を侵害する行為を禁じます。

2 本校は教育管理上、授業を録画する場合があります。ただし、法令等に基づき開示を求められた場合を除き、本人の同意なしに第三者に開示することはありません。

第13条（一般留学コースへの編入）

本コースを受講中に入国制限措置が解除された場合は、本コースの受講を終了し、速やかに日本に入国して本校の一般留学コースに編入していただきます。

2 一般留学コースの所属クラスについては、本コースの出席率及び成績並びに一般留学コースのプレースメントテストを参考に決定します。

第14条（解約・返金）

本コースの解約・返金については、一般留学コースの規定を準用し、次のとおり定めます。

- (1) 解約の申し出は、書面で行ってください。本校への書類到着日またはメールの受信日をもって、解約申出日とします。
- (2) 開講前の解約に対しては、授業料全額を元の一般留学コースの授業料に振替えます。
- (3) 開講後の解約に対しては、当学期（6か月）分の授業料の返金または一般留学コースへの振替はできません。
- (4) 本校が購入し郵送した教材は受講生が買い取るものとし、第10条第3項に基づき実費を請求いたします。また、入学を辞退する場合は、授業料の返金額と相殺します。

2 前項に関わらず、開講後、受講開始日を含めた8日間は受講生の書面での申し出により、無条件で解約することができます。この場合、授業料については前項第2号を、また教材費については同項第4号を準用します。

第15条（禁止行為）

受講生が以下に定める行為を行った場合は、本校は何ら催告を要することなく、受講契約を解除し、授業の提供を停止することができるものとします。

- (1) 違法行為または公序良俗に反する行為
- (2) 他者への暴言、中傷、嫌がらせまたは脅迫行為
- (3) 個人のプライバシーや肖像権の侵害及びそれを幫助するおそれのある行為
- (4) 本規約に違反する行為
- (5) 本コースの運営を妨げる行為
- (6) 本コースを受講する権利を他者に貸与、譲渡、売買、または担保に供する行為
- (7) 本校の知的財産権を侵害する行為
- (8) その他、本校が不適切と判断する行為

第16条（授業の中断）

本校は、本校または受講生が以下のいずれかに該当する場合は、授業の全部または一部を中断することができるものとします。

- (1) 本コースを提供するシステムまたは通信に故障や不具合が生じた場合。
- (2) 天災、停電、紛争、感染症等の非常事態や不可抗力により授業ができなくなった場合。
- (3) その他本校が本コースの運営上、中断が必要と判断した場合。

2 本校が前項の規定により、授業の全部または一部を中断するときは、予めその旨を受講生に通知するものとします。ただし、やむを得ず緊急を要するときはこの限りではありません。

第17条（免責事項）

本校は前2条に基づく授業の停止または中断に関連して生じた受講生の損害に対しては、授業料の返金を行わず、また損害賠償責任を負わないものとします。

第18条（個人情報保護）

ご提供いただいた個人情報は、申込手続き及び受講生の教育・管理のために利用します。法令等に基づき開示を求められた場合を除き、本人の同意なしに第三者に開示することはありません。

2 学校法人ARC学園のホームページに掲載する個人情報保護規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第19条（知的財産権）

本コースにおいて提供される授業（画像、音声、テスト、副教材を含みます。）の知的財産権は本校に帰属し、本規約で定める受講生本人の学習目的以外での複製、頒布、譲渡等を固く禁じます。

第20条（準拠法）

本規約に関する問題は、日本法を準拠法とします。

以上

制定 2020年9月1日